

構成機関提供資料

- P1 新潟県 環境局 環境政策課 資料
- P5 新潟県 産業労働部 創業・イノベーション推進課 資料
- P8 第四北越銀行 資料
- P10 日本政策金融公庫新潟支店 資料
- P16 一般社団法人環境省エネ推進研究所 資料
- P20 新潟市 環境部 環境政策課 資料
- P22 柏崎市 市民生活部 環境課 資料

背景

- 気温の上昇や豪雨など、地球温暖化を原因の一つとする気候変動の影響はますます顕在化し、非常事態と言える状況
- 県内の温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの、目標の達成に向けては、あらゆる主体が自らの責任と役割を認識し、脱炭素化に向けた行動を実践することが重要

オール新潟で脱炭素社会の実現に向けた取組を加速化

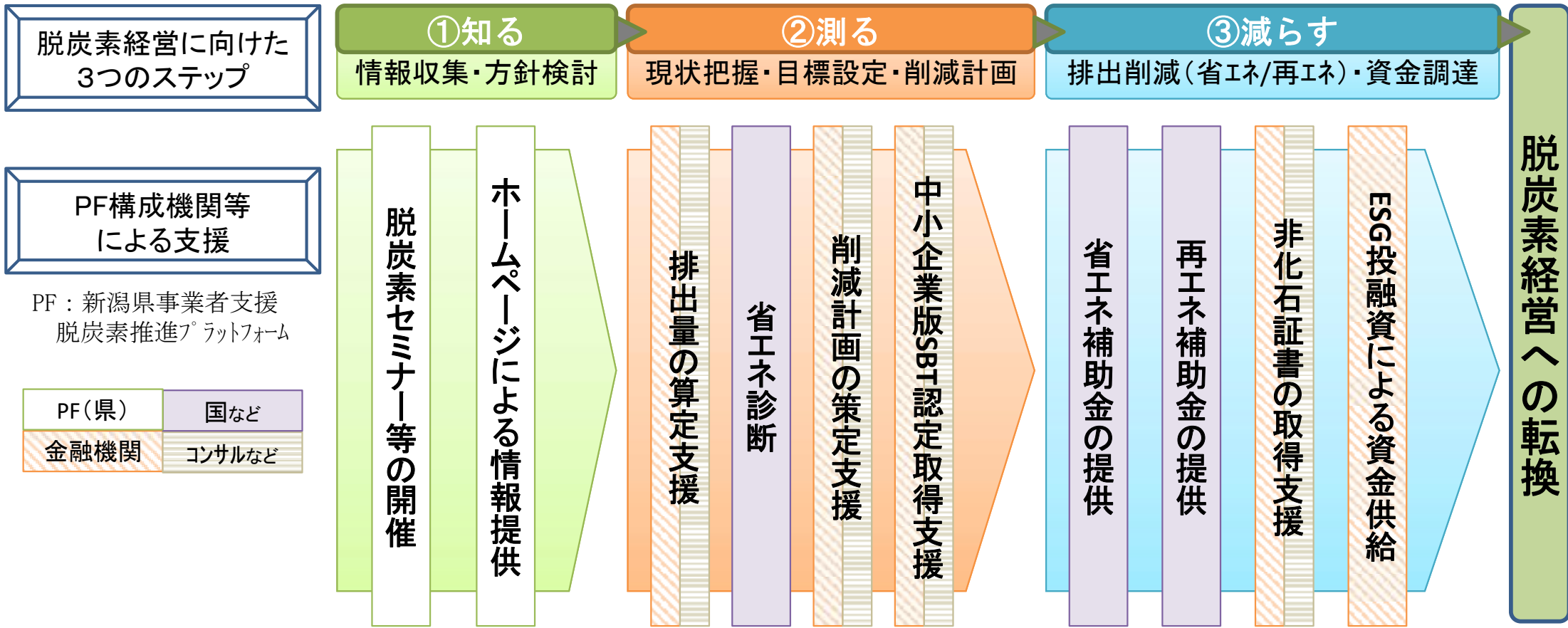
条例の概要

基本理念、県・県民・事業者の責務、県による推進計画の策定等について規定するほか、**県民・事業者の具体的な取組を掲げています。**

- **目的**
地域の脱炭素化及び経済の活性化を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
- **基本理念**
環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、2050年までに脱炭素社会を実現するため、県、県民、事業者、市町村等の連携の下で取組を行う。
- **県民及び事業者の責務**
日常生活や事業活動において、温室効果ガス排出量削減等のための措置を積極的に講ずるよう努めるとともに、県及び市町村の施策に協力する。
- **県民・事業者の具体的な取組**

- ・ 地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用等
 - ・ エネルギー消費性能等が優れている機器等の選択
 - ・ 次世代自動車（EV、PHV、FCV等）の選択
 - ・ 住宅のエネルギー消費性能の一層の向上
- ・ 温室効果ガス排出量（エネルギー使用量）の把握、削減
 - ・ 廃プラスチック類その他の廃棄物の発生抑制等
 - ・ 温室効果ガス排出量が少ない物品・役務の選択
 - ・ 森林の所有者等が行う森林の整備及び保全等への協力

中小企業の脱炭素経営への転換促進



新潟県事業者支援脱炭素推進プラットフォームのWEBサイト
(Web PF)で支援制度、先行取組事例、役立つ資料などを掲載



新潟県事業者支援
脱炭素推進プラットフォーム
<https://niigata-jigyousyashien-cn.jp/>



- 【令和7年度の県の取組】
- Web PFの掲載情報、機能の充実
 - 新たに中小企業向けSBT認定取得をモデル的に支援する補助制度を創設

【R7新規】新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金

温室効果ガス排出量の多い製造業などの中小企業を対象に、中小企業版SBT認定※取得をモデル的に支援

【概要】

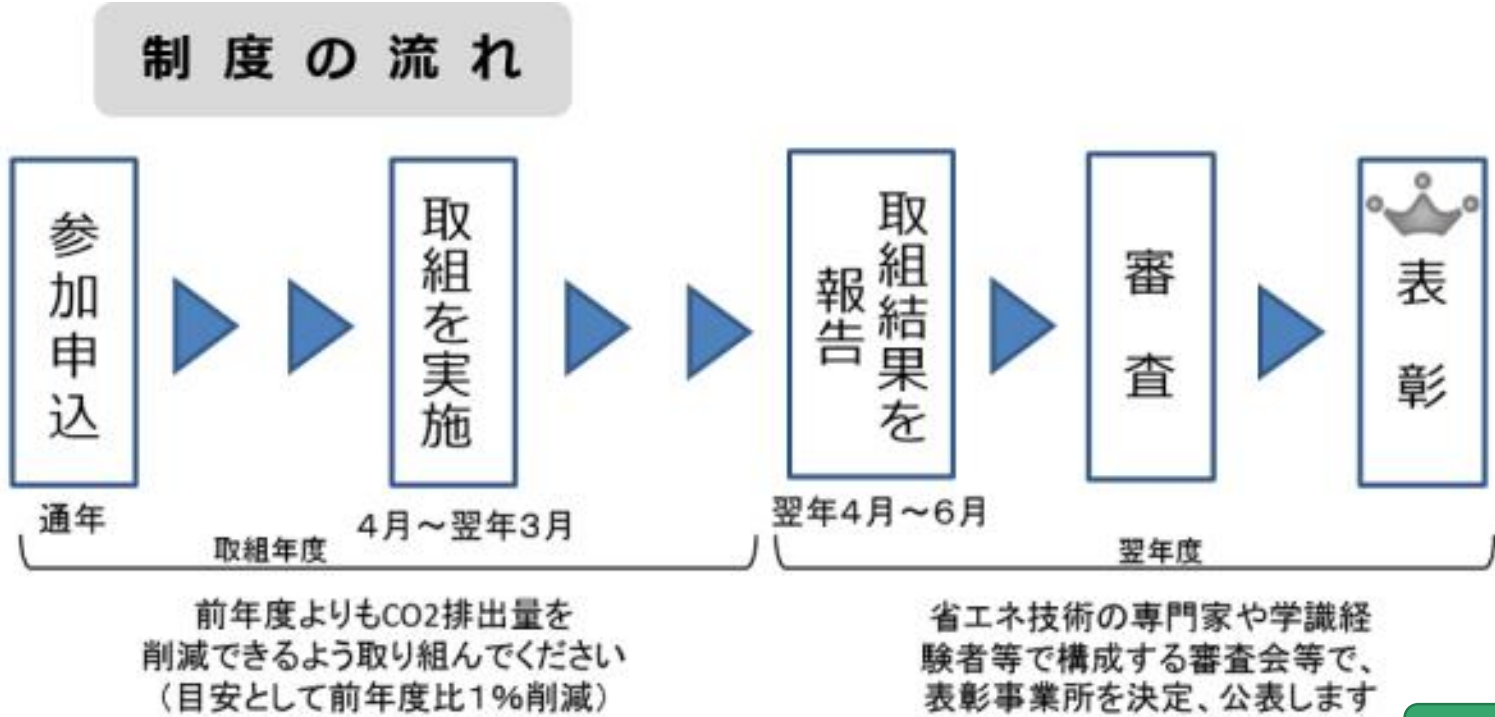
対象企業 想定業種	・中小企業版SBT認定の申請要件を満たす企業 ・温室効果ガス排出量の多い業種
対象経費・ 補助率等	交付決定後に着手(契約)する以下の費用 ・中小企業版SBT認定に係る申請費用 ・認定取得に係る脱炭素経営コンサルティング費用 【補助率】1/2以内 【補助上限】30万円
その他要件	・エコ事業所表彰制度への参加 ・県が行う情報発信への協力 等
スケジュール (予定)	R7.6月 公募開始(約1か月程度) R7.7月 補助対象者決定(交付決定) ※業種、地域等、モデルとしてバランスを考慮して決定 R8.2月 実績報告期限

※SBT (Science Based Targets) 認定
企業が設定するパリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標を
国際機関 (SBTi) が認定するもの
通常のSBTに比べてプロセスや費用の負担が小さくなった中小企業版SBTもある



NIIGATA PREFECTURE

【参考】新潟県エコ事業所表彰制度



- ✓ 事業所は、1年間のCO₂削減計画を策定し、県に参加申込
- ✓ 県は、「エコ事業所」として登録し、ホームページで公表
- ✓ 事業所は、削減計画に基づき取組を実施
- ✓ 事業所は、取組結果を県に報告
- ✓ 特に優れた取組を実施した事業所を表彰

参加のメリット

- ✓ 参加証・ステッカーの掲示や県ホームページなどで紹介されることで、会社のイメージや知名度アップ
- ✓ 名刺やパンフレット、会社のホームページなどで参加マークを使用可能
- ✓ 取組内容が創意工夫などに優れている事業所は、県から表彰

【新】参加登録し、削減の取組を実施する中小企業は、日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金」が利用可能

NIIGATA PREFECTURE

地球温暖化対策？ 脱炭素経営？ 何から取り組めば？



新潟県エコ事業所



まずは、エコ事業所表彰制度への参加から、はじめてみませんか？

新潟県

エコ事業所表彰制度

新潟県では、地球温暖化対策に取り組む県内の事業所を「エコ事業所」として登録し、取組内容が優れた事業所を表彰しています。

省エネの取組や再エネ導入など、**自社での二酸化炭素の排出削減対策**が対象です

※本社が県外でも、事業所が県内にあれば参加申込いただけます。
※事業所の形態や規模は問いません(工場・店舗・事務所・営業所・テナントなども対象)

制度の流れ



月々のエネルギー使用量から自社の二酸化炭素(CO₂)排出量を簡単に把握できます。



省エネなどで、CO₂排出量だけでなく、光熱費などのコストも削減！



年度ごとに表彰事業所を決定します！
過去の表彰事業所については裏面をご覧ください

エコ事業所に登録されると

- 参加証とステッカーを掲示することや、県のホームページなどで紹介されることで、会社のイメージアップにつながります。
- 参加マークは、名刺やパンフレット、会社のホームページなどに使用できます。
- 取組内容が優れている事業所を県が表彰します。



参加申込方法等

参加申込方法の詳細は、県ホームページをご覧ください
(右記の二次元コードまたは「新潟県エコ事業所表彰制度」で検索)



制度に関するお問い合わせ先

新潟県 環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL:025-280-5642 FAX:025-280-5739

E-MAIL:ecozygousyo-ngt@pref.niigata.lg.jp

7

エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



13

気候変動に
具体的な対策を



目標 達成



グリーンレールさん®

新潟ガービッチ(株) リサイクルセンター(南魚沼市)

- デマンド管理による
使用電力の見える化、
ピークカット
- コンサルによる
電気使用量削減指導
- 非化石燃料による
電力プランへの切替



渡辺建設(株) (小千谷市)

- 既設消雪パイプ井戸を利用し地中熱採取し、
地中熱エアコンを事務所の冷暖房に利用



令和6年度の 表彰事業所の 取組例

(株)長谷川電気工業所

本社(村上市)

新潟支店(新潟市中央区)・東港営業所(新潟市北区)

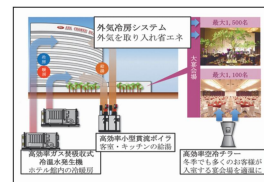
- SDGs委員会を設置し、CO₂削減目標設定、毎月の
CO₂排出量データ集計、結果を部署別・同年同月
対比等により見える化しフィードバック
- 太陽光発電設備による
自家消費
- 暖房器具を完全電氣化し、
CO₂ゼロ電力を使用



(株)ホテル新潟

ANAクラウンプラザホテル新潟
(新潟市中央区)

- グリーンエンゲージメンバーにより、毎月省エネ・
廃棄物削減に関するミーティングを開催
- 省エネ最適化診断の
指摘項目をふまえ、
1階ロビー系統外気
導入量変更
- 非常階段の人感
センサー付きLED化



過去の表彰事業所の取組や、表彰式の様子はこちらから

例えばこんな取組

- 不要照明の消灯徹底
- リモートワークの積極的な導入
- 電力使用量の見える化
- 省エネ効率の高い機器への更新
- 人感センサー付き照明の設置
- 次世代自動車への切替
- デマンド監視システムによる電力制御
- 環境マネジメントシステムの導入



新潟県の事業者の皆様の脱炭素の取組に役立つ情報はこちらから



新潟県事業者支援
脱炭素推進プラットフォーム

補助金・融資制度などの最新情報を掲載しています



MEANING
脱炭素に
取り組む意義
>

MERIT
脱炭素こないいいこと
あります
>

STEP
脱炭素に
取り組む方法
>

SUPPORT
脱炭素への
支援制度
>

新潟県再生可能エネルギー 設備導入促進事業

自家消費型再生可能エネルギー発電設備・熱利用設備

を導入する事業者を支援します。

再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化の防止と県内産業の振興を図ります。

再生可能エネルギー発電設備



水力発電

発電出力5kW以上
1,000kW以下



風力発電

1地点当たりの
合計出力5kW以上



地熱発電



バイオマス 発電

発電出力5kW以上
バイオマス依存率
60%以上



蓄電池

- ・再エネ設備の発電電力を蓄電する
- ・再エネ設備新設(増設)に併せた導入
- ・発電出力が10kW以上の太陽光発電(補助対象外)に付随して設置した場合は蓄電池のみ補助対象

再生可能エネルギー熱利用設備



太陽熱利用

集熱器総面積
5㎡以上



地中熱利用



雪氷熱利用



バイオマス 熱利用



温度差 エネルギー利用

【注意】・本補助金で導入した設備による売電は不可 ・住居施設等への設置は不可

交付対象者

県内に事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く）、個人事業主または県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体

補助内容

補助金の対象経費	対象設備	補助率	補助限度額
補助対象設備の導入に必要な 設計費 設備費 工事費 ※交付決定後に事業着手のこと	風力発電設備	1 / 4 以内	8,000 千円
	風力以外の発電設備	1 / 3 以内	5,000 千円
	蓄電池(太陽光発電併設)	1 / 3 以内	1,460 千円
	熱利用設備	1 / 3 以内	5,000 千円

公募期間

令和7年4月21日(月)～6月13日(金)

詳細は、HPの公募要領をご覧ください。申請についてご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/1356915935143.html>

新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 新エネルギー資源開発室

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1

F A X : 025-280-5508

E-mail : ngt050030@pref.niigata.lg.jp

TEL :

025-280-5257





再生可能エネルギーや脱炭素の取組を応援しています。

再エネ・脱炭素分野産業への参入、再エネ設備の導入にむけた **研究・調査** を検討している方に！

地域循環型再生可能エネルギー等形成促進事業

制度概要はこちら



新潟県 WEB ページ

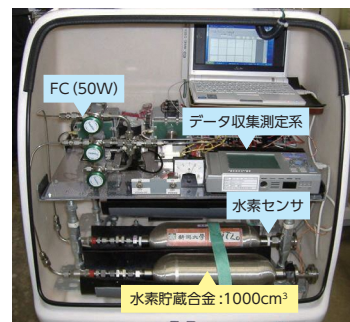
採択事例
(令和3年度)株式会社新潟 TLO（新潟市）
「水素エネルギー産業への挑戦」

○補助事業概要

水素エネルギー利活用向け高性能水素ガス濃度センサの開発。
(試作品の外部試作にかかった費用等に補助金を充当)

○脱炭素分野産業への参入のきっかけ・今後の展望

新潟大学発の水素センサを発掘したことが参入のきっかけです。市場進出を目指し、発明者と実施したニーズ調査を踏まえた水素センサ（ユニコーン型：特許申請中）を開発しました。FCVでの活用を始め、医療等の次世代の水素社会でも幅広い活用が可能です。



共同製作した燃料電池アシストカー

<その他採択事例>

事業者名	概要
新潟特殊企業株式会社（新潟市・バイオマス発電）	再生可能エネルギー分野（メタン醗酵によるバイオガス発電事業）に新規参入するための市場調査（令和4年度採択）
社会福祉法人勇樹会（新潟市・バイオマス熱利用）	佐渡島での木質ペレット製造事業化可能性調査（令和3年度・4年度採択）
株式会社嵐北商事（三条市・水力発電）	長岡市における小水力発電設備設置に向けたポテンシャル調査及び発電計画検討（令和4年度採択）
株式会社アール・ケー・イー（柏崎市・バイオマス熱利用）	新潟県刈羽村滝谷地区における自己保全管理農地を活用した地域自給燃料（エリアンサス）の実用化（令和3年度採択）
株式会社イーエムエス ※令和3年度採択（新潟市・バイオマス熱利用（+太陽光発電））	バイオマス熱供給事業体及び再生可能エネルギー発電事業体（SPC）設立に向けた事業可能性調査（令和3年度採択）

自家消費型の再生可能エネルギー **設備を導入** したい方へ

再生可能エネルギー設備導入促進事業

制度概要はこちら



新潟県 WEB ページ

採択事例
(令和4年度)株式会社ジオック技研（新潟市）
「クリーンエネルギー「地中熱」で温暖化防止」

○再エネ設備導入のきっかけ・今後の展望

弊社は地中熱ヒートパイプ（融雪）およびヒートポンプ（冷暖房空調）の施工も行っていますが、此度、弊社の新社屋に導入いたしました。今後は、地球温暖化防止の一助となるよう、この素晴らしい技術を展開していきたいです。



玄関にヒートパイプを施工

<その他の令和4年度採択事例>

発電した再エネ電気の自家消費率を高める蓄電池の導入		地中熱・地下水熱等の再生可能エネルギー“熱”を利用する設備の導入	
新潟アライ株式会社（十日町市）	医療法人美郷会（新潟市）	ナミックス株式会社（新潟市）	株式会社スリーピークス技研（三条市）
株式会社新潟食品運輸（新潟市）	ケミコン長岡株式会社（長岡市）	柏新工業株式会社（柏崎市）	株式会社ニイブラ（新潟市）
		川崎株式会社（三条市）	

その他再エネ・脱炭素支援策は
こちらからも検索できます新潟県
事業者支援脱炭素推進
プラットフォーム（新潟県）
※順次情報が更新される予定ですミラサポ plus
(経済産業省)

2050年カーボンニュートラル実現に向けて

再生可能エネルギーや脱炭素に向けた 新潟県内の取組を支援します

地域循環型再生可能エネルギー等形成促進事業

県内事業者の脱炭素分野産業の研究開発・調査等を対象に補助金を交付し、その取組を支援する事業です。

- 補助率 1/2 以内
- 補助上限額 5 百万円
- 補助対象事業、対象分野及び補助対象者

公募中
6/20(金)
〆切

新規参入

県内事業者の以下の再生可能エネルギー等分野の研究開発、実証試験又は調査を行う事業

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ☐ 太陽光発電 | ☐ 風力発電 |
| ☐ バイオマス発電 | ☐ 水力発電 |
| ☐ 地熱発電 | ☐ 海流(潮流)発電 |
| ☐ 波力発電 | ☐ 太陽熱利用 |
| ☐ バイオマス熱利用 | ☐ 地中熱利用 |
| ☐ 雪冷熱利用 | ☐ 下水熱利用 |
| ☐ 排熱利用 | |
| ☐ その他県のエネルギー施策の方向性に合致する分野 | |
| ☐ 脱炭素燃料・素材への転換に関する分野 | |

補助対象者（新規参入）

- ・ 県内に主たる事業所を有する企業又は団体
- ・ 県内に主たる事業所を有する企業団体を申請主体とした事業体

令和6年度
採択事例

- ✓ 風力発電を活用した水素製造事業可能性調査
- ✓ 地域に根差した小水力発電の事業可能性調査

導入促進

県内地域における以下の再生可能エネルギー等の設備導入に向けた計画策定及び事業可能性調査を行う事業

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ☐ バイオマス発電 | ☐ 水力発電 |
| ☐ 地熱発電 | ☐ 海流(潮流)発電 |
| ☐ 波力発電 | ☐ 太陽熱利用 |
| ☐ バイオマス熱利用 | ☐ 地中熱利用 |
| ☐ 雪冷熱利用 | ☐ 下水熱利用 |
| ☐ 排熱利用 | |
| ☐ その他県のエネルギー施策の方向性に合致する分野 | |

補助対象者（導入促進）

- ・ 県内に事業所を置く法人、団体（国、地方公共団体を除く。）、個人事業者又は県内に事業所を置く法人を構成員とする企業体

※ 導入促進分野においては、太陽光発電及び風力発電は原則対象外。ただし、上記の対象分野と組み合わせて一体的に活用する事業計画等の場合は対象に含める。

詳細はHPの公募要領等をご覧ください。ご不明な点はお問合せください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sogyosuishin/chiikijunkanenekeisei.html>

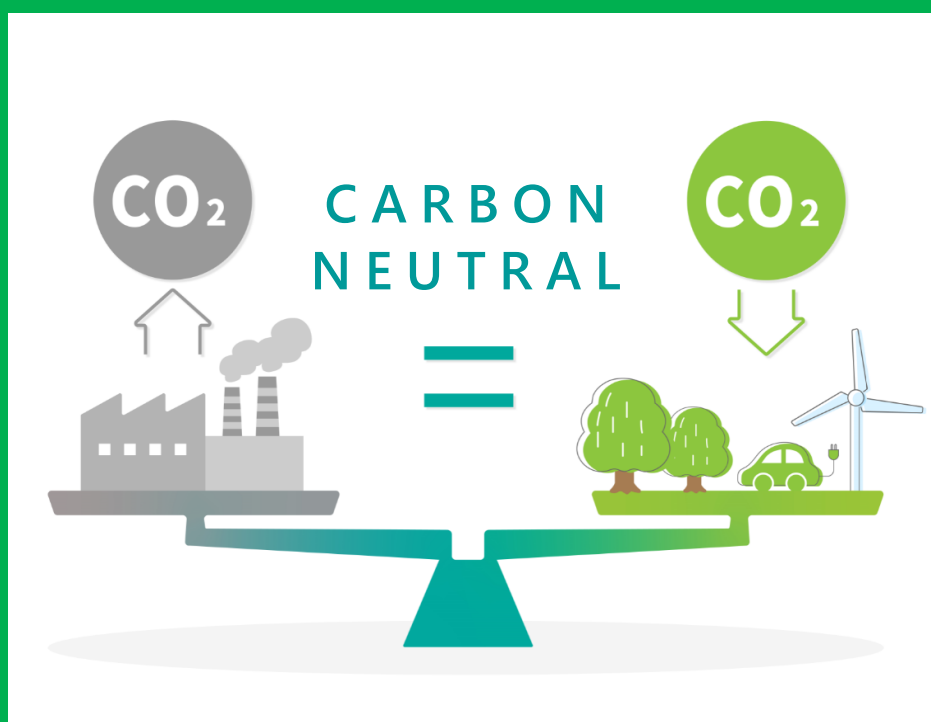
新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課新エネルギー資源開発室

TEL: 025-280-5257 E-mail: ngt050030@pref.niigata.lg.jp

— 2050 年カーボンニュートラルに向けて —

GX

コンサルティングサービス のご案内



- ☑ 「自社の GHG 排出量算定の方法がわからない」
- ☑ 「GHG 排出量を削減するために何から始めたらいいかわからない」
- ☑ 「どのくらいコストがかかるのかわからず、なかなか進まない」 …

**CO₂ を中心とした GHG 排出量算定から目標設定、策定計画実現まで
専門的な知見を結集したコンサルティングをご提案し、
お客さまの脱炭素経営への取り組みをご支援いたします**



第四北越フィナンシャルグループ

第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社



脱炭素経営のステップと各ステップにおけるご支援

1.現状把握	2.目標設定	3.削減計画策定	4.削減実行
GHG 排出量算定 GHG 排出量を算定し、「見える化」することで、現状が把握でき、脱炭素に向けた取組の理解を深めることができます	削減ターゲット特定 算定した GHG 排出量をもとに、主要な排出源となる事業活動や設備等を把握し、削減ターゲットを特定します	実施計画の策定 時系列や事業所・設備間等の観点で比較し、自社の GHG 排出量の特徴を分析、具体的な削減計画を策定します	対策の実行・見直し 策定した実施計画に沿って削減対策を実行します。また、実施した対策の効果を検証し、継続的に見直しを行います
GHG 排出量算定支援 ▶ GHG 排出量算定代行 (Scope1~Scope3) 	目標設定/実行支援 ▶ GHG 排出量の削減目標設定 ▶ 削減シミュレーション ▶ 削減メニューのご提案 ▶ 削減ロードマップ(簡易版)の作成	認定取得等対応支援 ▶ GX 宣言書作成 ▶ SBT 認定取得支援 	

第四北越リサーチ&コンサルティング(株) GX コンサルティングサービス 料金プラン

(2024年12月25日現在)

第四北越リサーチ&コンサルティング(株)では、(株)SUSTECH と連携し、脱炭素化支援プラットフォーム「CARBONIX」を活用したオーダーメイド型の脱炭素経営コンサルティングサービスをご提供しております

支援メニュー		(株)SUSTECH	第四北越リサーチ &コンサルティング(株)	料金 (税別)
基本 パッケージ	① GHG 排出量の削減目標設定	○	—	400,000 円
	② 削減シミュレーション	○	—	
	③ 削減メニューのご提案	○	—	
	④ 削減ロードマップ(簡易版)作成	—	○	
	⑤ GX 宣言書作成	—	○	
	⑥ ご面談 (2 回)	—	○	
※ オプション	⑦ GHG 排出量算定代行	○	—	100,000 円～
	⑧ 中小企業版 SBT 認定取得支援	○	○	300,000 円～
★フルパッケージプラン (上記①～⑧全てご利用の場合)				800,000 円～

※オプション価格は、条件により追加料金が発生する場合があります

脱炭素経営に関する課題やお悩み・ご希望等について、担当者がヒアリングさせていただき、お客さまに最適なプランをご提案いたします。
ご契約に至るまでのご相談は無料です。まずはお気軽にご相談ください。



【お問い合わせ先】

第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社

〒950-0087 新潟市中央区東大通 2 丁目 1 番 18 号 TEL:025-256-8110 E-mail:dhrc@dgin.jp

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

環境・エネルギー対策資金

省エネ設備関連

省エネルギーの促進により環境対策の促進を図る中小企業者を支援します。

対象者

省エネルギー施設を設置する方

企業の省エネ化を
支援します。



融資限度額

直接貸付
7億2千万円

代理貸付
1億2千万円

金利
長期固定

融資期間

設備資金
20年以内
(うち据置期間2年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業 の 環境・エネルギー対策資金 省エネ設備関連

ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率 ^(注1)	融資期間
法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備を取得し、省エネルギーの推進を図る方	省エネルギーに資することが見込まれる設備を取得(更新・増強を含む。)するために必要な設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	基準利率 -0.65%	設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内)

(注1) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

- 直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル



(行こうよ！公庫)
0120-154-505

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

環境・エネルギー対策資金

非化石エネルギー関連

非化石エネルギーの導入により環境対策の促進を図る中小企業者を支援します。

対象者

非化石エネルギー設備を
導入する方

応援します。石油に代わる
新しいエネルギー利用。

融資限度額

直接貸付

7億2千万円

代理貸付

1億2千万円

金利
長期固定

融資期間

設備資金

20年以内

(うち据置期間2年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業 の 環境・エネルギー対策資金 非化石エネルギー関連

ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率 ^(注1)	融資期間
非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方	非化石エネルギーを導入する施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	基準利率 ただし、4億円を限度として 下記 a. の設備を取得する場合 特別利率② 下記 b. の設備を取得する場合 特別利率①	設備資金 20年以内 （うち据置期間2年以内）

（注1）信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

特別対象設備	
a. 非化石エネルギー	● 発電設備（風力、地熱・水力およびバイオマスエネルギーに限る） ● 熱利用設備（温度差エネルギー、バイオマスエネルギーおよび雪氷に限る） ● 燃料製造設備（バイオマスエネルギーに限る）
b. 非化石エネルギー	● 発電設備（太陽光（発電出力10kW以上の自家消費型発電設備）に限る） ● 熱利用設備（地中熱、および太陽熱に限る）

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

- 直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

JFC 日本政策金融公庫
 中小企業事業
 本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

（行こうよ！公庫）
 **0120-154-505**

地域活性化・雇用促進資金

地域への経済波及効果の高い事業活動の促進、地域における雇用および地方創生に資する取組の促進などを通じ地域経済の活性化を図る中小企業者を支援します。

対象者

過疎地域、半島地域、振興山村など、地域経済の活性化、雇用の促進を図る方

地域発展の
架け橋に。

融資限度額

直接貸付
7億2千万円
代理貸付
1億2千万円

金利
長期固定

融資期間

設備資金
20年以内
(うち据置期間2年以内)
運転資金
7年以内
(うち据置期間2年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 地域活性化・雇用促進資金

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金 (注5)	融資限度額	融資利率 (注6、7)	融資期間
A	過疎地域、半島地域、離島地域、振興山村、特別豪雪地帯などにおいて3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方	設備資金および長期運転資金		設備資金 2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率 5億4千万円まで 特別利率① 5億4千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)
B	過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村または過疎地域に隣接する非過疎市町村において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方			設備資金 2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超 特別利率① 5億4千万円まで 基準利率 5億4千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	
C	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方			設備資金 2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超 特別利率① 5億4千万円まで 基準利率 5億4千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	
D (注1)	上記以外の地域（雇用創出効果が2名以下の場合は上記地域を含む）において2名以上（特定業種 ^(注2) 、従業員20人以下の企業、女性、若年者（35歳未満）もしくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合または福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村で雇用する場合は1名以上）の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方			設備資金 2億7千万円まで 特別利率① 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	
E	福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において新たに1名以上の雇用を行う方、または福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方	長期運転資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	特別利率① ただし、福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方については、特別利率②	運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)
F	地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金		設備資金 2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)
G	地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認（変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方（特定事業者 ^(注3) またはみなし特定事業者 ^(注4) を含む。）	承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金		設備資金 2億7千万円まで 特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③（みなし特定事業者を除く。） 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	
H	本社を地方自治法に規定する特別区から地方に移転する方または店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する方（ただし、従業員10名以下の方は地方で新たに1名以上、従業員11名以上20名以下の方は地方で新たに2名以上、従業員21名以上の方は、地方で新たに3名以上の若年者（35歳未満）を雇用する方に限る。）	事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金		2億7千万円まで 特別利率① 2億7千万円超 基準利率	
I	まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略または市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方			2億7千万円まで 特別利率① 2億7千万円超 基準利率	

(注1) 社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。

(注2) 特定業種：中小企業信用保険法に定める特定業種を指します。

(注3) 地域未来投資促進法に定める特定事業者をいいます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(注4) 地域経済牽引事業計画の申請時に地域未来投資促進法に定める特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。

(注5) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。

(注6) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

(注7) ■ ご利用いただける方Aの方については、設備投資額が、事業用固定資産の30%以上を占める場合は、4億円まで特別利率③、4億円超6億7千万円まで特別利率①、B、Cの方について同様の場合は、4億円まで特別利率②、4億円超6億7千万円まで特別利率①、Dの方について同様の場合は、4億円まで特別利率①

■ Bの方が2億7千万円（上記に該当する場合は4億円）を超えて 特別利率の適用を受ける場合は、一定の要件を満たす必要があります。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

●直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

●代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
0120-154-505

設備を診断して光熱費削減 省エネ診断



省エネ
お助け隊

省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、
省エネ出来る改善項目の提案をします。

また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断
結果を基に、省エネ取組を一緒に進めていくためのサポートをします。

※価格は税込みです。

1 ウォークスルー診断

設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案をします。



5,720円～48,840円

※診断を希望する設備の規模や設備種別数、
年間のエネルギー使用量等に応じて変動

2 IT診断

NEW!

計測機器で取得したデータを活用し、
設備やプロセスごとのエネルギー使用
状況の見える化、分析等を行い、
省エネ対策を提案します。

22,000円～55,000円程度

※支援内容に応じて設定、最大220,000円



3 伴走支援

更新設備の最適仕様の調査、補助金等の
申請サポート、省エネ・再エネ取組の
定着支援等、幅広いサポートをします。



11,000円～22,000円程度

※支援内容に応じて設定、最大48,840円

支援
活動
の流れ

お申込み

特設WEBサイトから
お申込み

事前ヒアリング

貴社のニーズや支援活
動に必要な情報を確認

※ 打ち合わせを実施する場合もございます

支援活動実施

現地で専門家による
支援活動を実施

※ 複数回実施する場合もございます

報告会

診断・伴走支援の報告
をもって支援活動完了

省エネ診断・伴走支援を受けた方々の声

- 専門家の視点で的確なアドバイスをもらい、今後の省エネ取組のイメージが持てた。
- 投資0円ですぐに始められる省エネ提案もあり、取組みやすかった。
- 補助金申請の相談にも気軽に乘ってもらえた。
- 現状の取組みの定量的な評価により、何に注力して取組むべきか明確になった。

■ 料金（税込）

まずは気軽に診断を受けてみたい方におすすめ！

ウォークスルー診断

①設備単位プラン

設備単位プラン
※最大2設備まで組合せ可能です

ご負担額（税込）
5,720円/設備

設備単位プランの対象設備



空調設備



照明設備



ボイラ
・給湯器



工業炉



受変電設備



冷凍冷蔵
設備



コンプレッサ生産設備

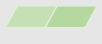
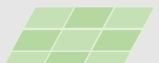


給排水
・排水処理



デマンド

②工場・事業所全体プラン

診断プラン	ご負担額（税込）	年間エネルギー使用量	延床面積	事業所の規模
300kl 診断プラン	15,290円	 300kl以下	 1,000㎡以下	—
1,500kl 診断プラン	21,010円	 300kl超 ～1,500kl以下	 1,000㎡超 ～2,000㎡以下	 or  2棟以上又は 4階建て以上
3,000kl 診断プラン	26,840円	 1,500kl超 ～3,000kl以下	 2,000㎡超 ～5,000㎡以下	 or  3棟以上又は 7階建て以上
カスタム 診断プラン	26,840円超 ～48,840円	 3,000kl超	 5,000㎡超	 or  4棟以上又は 10階建て以上

年間エネルギー使用量/延床面積/事業所の規模は、いずれか1つを満たしていれば当該プランをご利用いただけます。
詳細は診断機関にお問い合わせください。

I T 診断

データを活用して、効果的な省エネ対策を実施したい方におすすめ！

伴走支援

省エネ診断後も継続的にフォローを受け、確実に成果を出したい方におすすめ！

ご負担額
（税込）

22,000円～55,000円程度
（最大220,000円）

ご負担額
（税込）

11,000円～22,000円程度
（最大48,840円）

診断を受けられる事業者

以下のいずれかに該当する事業者は、省エネ診断を受診することができます。

- 中小企業基本法に定める中小企業者
 - 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所（※）
- ※ 会社法上の会社以外とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人（NPO法人）」「協同組合」等をいう。

省エネ診断・伴走支援の詳しい情報・お申込みはこちらから！

詳細URL

<https://shoeneshindan.jp/>

ナビダイヤル

0570-000-680

※IP電話からのお問い合わせ

042-303-0413

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く）



価格高騰対応 設備導入補助金

原油・原材料価格高騰などの影響を受けている県内中小企業の皆さまに
商品・サービスの生産・提供プロセスで使用する省エネ設備・機器への更新を支援いたします！

申請受付期間 令和7年4月18日(金) ▶ 6月27日(金) 必着

※予算額に達した場合は受付期限前であっても受付を終了します。
この場合、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択します。

補助の対象となる事業者

新潟県内に主たる事業所等を有する中小企業・個人事業主等
新潟県エコ事業所表彰制度に参加または申込を行っていること
法人にあってはパートナーシップ構築宣言に登録していること

補助金額

通常枠

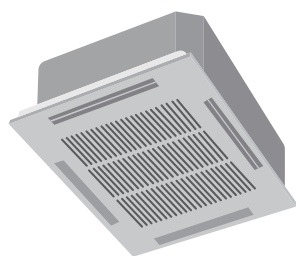
補助率 2/3以内
補助金額 133～1,333千円

特別枠

補助率 3/4以内
補助金額 150～1,500千円

※支援事業の詳細は裏面をご参照ください

採択された補助金の活用事例(申請の多かった設備・機器)



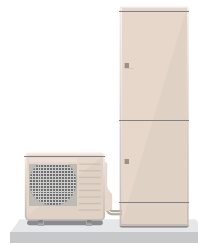
空調設備を
省エネ型に更新



冷凍冷蔵設備を
省エネ型に更新



ボイラ設備を
高効率型に更新



給湯器を
省エネ型に更新



コンプレッサーを
省エネ型に更新

【その他補助金が交付された設備】※更新した場合、省エネ効果が確認できるもの

変圧器、食器洗浄機・フライヤーなどの厨房機器、恒温高湿庫などの食品保冷库、業務用全自動水栓脱水機など

補助金申請
業種の内訳
令和6年度
申請者数ベース

飲食サービス業
(44.0%)

製造業
(15.8%)

卸売り・小売業
(13.0%)

宿泊業
(8.5%)

生活関連
サービス業
(5.8%)

その他※
(12.9%)

※建設業:4.5% その他サービス業:4.5% 農林漁業:0.8% 医療福祉:0.8% 情報通信0.6% 運輸業:0.4% その他1.3%

詳細は特設サイト・申請要領をご覧ください。申請についてご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問合せ
専用
ダイヤル

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局 (一般社団法人 環境省エネ推進研究所 内)

TEL 050-3092-2650

【価格高騰対応設備導入補助金特設サイト】

<https://eecp.or.jp/e-support/>

【受付時間】 平日 10:00～12:00/13:00～17:00

(通話料がかかりますのでご注意ください。お急ぎでない場合は特設サイトのお問合せフォームをご利用ください)

支援事業の制度概要

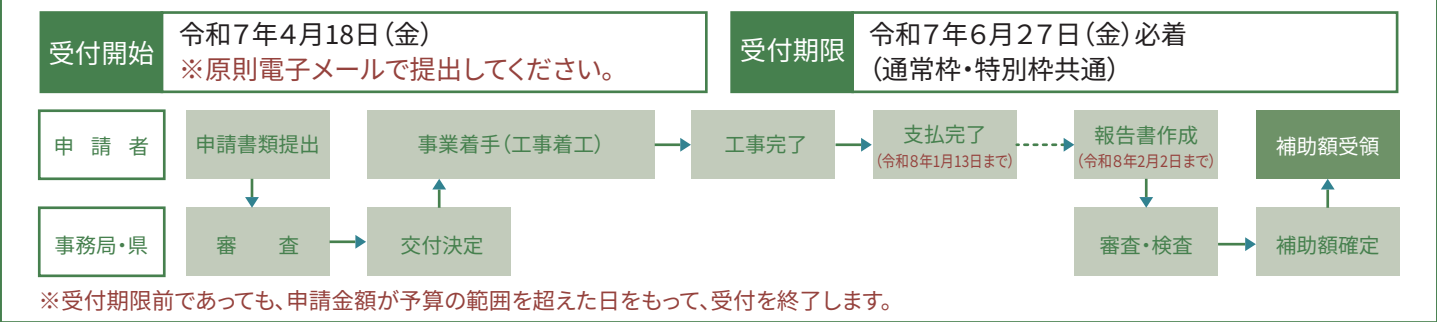
	通常枠	特別枠
対象者	○新潟県内に主たる事業所等を有する中小企業、またはこれらを構成員とした法人格を有する団体、個人事業主等 ※「みなし大企業」に該当しないこと。 ○新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること、または参加申込を行っていること ○法人にあってはパートナーシップ構築宣言に登録していること	
売上減少要件	2022年1月以降の任意の1か月の売上高、粗利益 ^{※1} 、付加価値額 ^{※2} のいずれかが、2019年～2021年の同1か月と比較して5% (付加価値額の場合は10%)以上減少していること ※1 粗利益＝売上高－売上原価 ※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費	
対象事業	商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、エネルギー使用量の削減に資する設備への切り替えを行う事業	省エネルギー診断実施機関等による省エネルギー診断の結果に基づき、商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、エネルギー使用量の削減に資する設備への切り替えを行う事業
補助対象設備	以下の全ての要件を満たす設備であること (1) 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設備を同等の出力・能力を有する設備に置き換えるものであって、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備（ただし、照明設備及び生産設備を除く） (2) 事業所内に設置、又は使用する設備 (3) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備（高効率空調への切り替えと同時に実施する断熱窓への更新、屋根・天井等に施工する遮熱・断熱対策工事を含む） (4) 発電機能を有しない設備 (5) 償却資産登録される設備 (6) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備	以下の全ての要件を満たす設備であること (1)～(6) 同左 (7) 令和4年4月以降に実施された、以下に掲げるいずれかの省エネルギー診断において助言や提案を受けた省エネに資する設備 ① 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断 ② 資源エネルギー庁「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」における「省エネお助け隊」による診断 ③ エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づくエネルギー管理士等による診断
補助率等	○補助率 2/3 以内 ○補助対象事業額 200～2,000千円(消費税除く) ○補助金額 133～1,333千円	○補助率 3/4 以内 ○補助対象事業額 200～2,000千円(消費税除く) ○補助金額 150～1,500千円

※令和4年度～令和6年度の採択者については再度申請することはできませんのでご注意ください。ただし、令和4年度～令和6年度の採択者のうち、補助金交付額の合計(a)が補助上限額(b)を下回った採択者については、その差額(b-a)の範囲内であれば、再度申請することが可能です。(詳しくはQ&Aの9ページをご覧ください。)

※補助対象とならない設備の例(通常枠、特別枠共通)

- 断熱窓(空調設備の切り替えと同時に実施する場合を除く)、生産設備、高効率照明器具、省エネルギー型自動販売機、断熱フィルム、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両などの更新・導入 ●新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合 ●主に居住を目的とした事業所における設備更新 ●土地の取得・賃借に係る経費、建物の新設・増設に係る経費 など

事業スケジュール



申請にあたっての留意事項

- 当チラシは事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される申請要領等をご確認ください。
- 申請者の都合上、補助金の交付決定の前に契約・発注等を行う場合は、「事前着手届」が必要となります。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、補助金事務局に実績報告書を提出する必要があります。
補助金の交付は実績報告書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の額を確定した後、精算払いとなります。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備稼働後(令和9年5月31日まで)に、エネルギー使用量の削減効果について新潟県産業労働部地域産業振興課に報告する必要があります。

お問合せ
専用
ダイヤル

新潟県価格高騰対応設備導入補助金事務局

TEL 050-3092-2650

【受付時間】平日 10:00～12:00/13:00～17:00 (通話料がかかりますのでご注意ください)

(一社)環境省エネ推進研究所内

メールでのお問合せ・申請要綱等のダウンロードは特設サイトから
<https://eecp.or.jp/e-support/>





個人向け **Z E H ・ 断熱改修** 補助金
事業者向け **太陽光 ・ Z E B ・ L E D** 補助金

申請期間(1次) 令和7年5月1日(木)～令和7年8月1日(金)

申請期間(2次) 令和7年8月4日(月)～令和7年12月26日(金)

先着順

※予算上限に達した設備から順次終了予定
※Z E Bは1次募集で終了予定
※2次募集で予算上限に達しない設備がある場合延長予定



2050年ゼロカーボンシティ実現を目指し、市内の脱炭素化のため

民間企業・個人へ **再エネ・省エネ設備** の設置などに係る

費用を一部補助します！

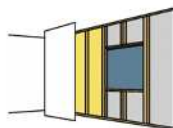
個人向け

ZEH



55万円/戸

既存
断熱改修



対象経費の1/3

(上限120万円/戸)
※ガラス・窓・断熱材・玄関ドア(玄関ドアは上限5万円)

事業者向け

太陽光
発電設備



5万円/kW

(上限200kW/1,000万円)
※kW: パネル容量またはパワコン容量の小さい方

ZEB



【新築建築物『ZEB』】 対象経費の3/5
【新築建築物 NearlyZEB】対象経費の1/2
【既存建築物 ZEB化】 対象経費の2/3
(上限2,000万円)

LED

調光機能付高効率LED



対象経費の1/2

(上限100万円)
※①スケジュール制御 ②明るさセンサーによる一定照度制御
③在・不在調光制御のいずれかの調光制御機能を有するものに限る

※Z E Bは事業期間が必要なため、1次募集で終了予定ですのでご注意ください

申請方法は裏面をご覧ください

令和7年度 新潟市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金

個人向け **Z E H・断熱改修 補助金**
事業者向け **太陽光・Z E B・L E D 補助金**



本事業は環境省の
地域脱炭素移行・
再エネ推進交付金
を活用しています

補助対象者(概要)

- 個人** ・市内で居住する（または居住予定の）住宅で対象事業を行う者
・市税に未納がない者
- 事業者** ・市内に本店、支店、営業所を有する法人、個人事業主
・市税に未納がない者



他の補助金との
併用はできません

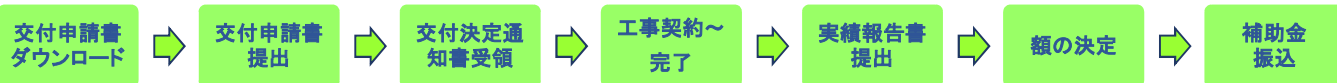
工事の条件(概要)

- ・国の補助制度による補助金の交付を受けていないこと
- ・市内の施設において、新品の設備を導入すること
- ・（太陽光）FITやFIPによる売電を行わないこと
- ・市内に本社・本店・支店営業所等がある施工者や個人事業主に工事を依頼すること
- ・（事業者のみ）工事等の契約をする際に競争入札等を行うこと
- ・1個人・1法人の施設等につき1申請まで

※その他詳細は市のホームページをご確認ください

交付決定通知受領後に
契約等に着手してください

申請の流れ



必ず工事契約前に交付申請をしてください！

実績報告の提出期限は令和8年2月27日です！

- ・工事着手は、交付決定通知後に実施してください（審査には2週間程度かかります）
 - ・2月27日までに実績報告書を提出してください
 - ・個人住宅については登記事項証明書、住民票の取得が必要です
 - ・Z E Hと断熱改修は同時に申請できません
 - ・太陽光発電設備の容量kWは、パネル合計またはパワーコンディショナーのいずれか小さい方
 - ・事業者は消費税及び消費税仕入税額控除額相当額を経費から除外して申請すること
- ※その他詳細は市のホームページをご確認ください

申請方法

- ・市ホームページから申請書をダウンロード
- ・申請書と添付書類を郵送または窓口へ持参
※郵送は、消印日を申請受付日とします
※予算上限に達した場合、上限に達した日の申請から抽選を行います
- ・郵送の場合は簡易書留など到着確認ができる方法をお願いします



各申請書のダウンロード・事業の詳細については市ホームページをご確認ください

問
合
せ
先

新潟市役所 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室
新潟市中央区学校町通1番町602-1（市役所本館2階）※白山公園そば

025-226-1357（直通） kansei@city.niigata.lg.jp

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/datutanso/shien/koufukin2025.html>



製造業脱炭素推進設備導入補助金



補助対象者

以下の①～⑤全てに
該当する方

チラシ有効期間 2025.4.1～2026.3.31

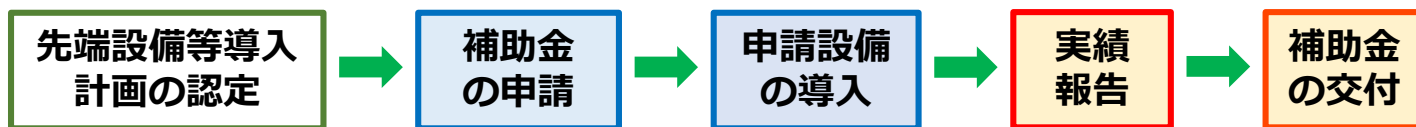
- ①製造業を営み、柏崎市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者の方
- ②1年以上の事業実績を有する方
- ③中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた方
- ④同一の事業内容において国、県、他の市町村その他公共的団体等による他の補助金等を受けていない方
- ⑤市税を滞納していない方

補助対象事業

補助対象 (対象経費等)	先端設備等導入計画の認定を受けた導入設備の設備導入費用（消費税および地方消費税を除く）※リース契約等も可。 ただし、 <u>以下のいずれかの要件に該当する場合に限ります。</u>
要件	ア 市内事業所で脱炭素エネルギーを使用している（電気・ガス等） イ 導入設備の使用エネルギー転換（化石燃料→電力等） ウ 省エネルギー設備の導入（新設・入替）
対象となる設備の 導入期間	令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日
補助率	補助対象経費の10分の1（1,000円未満切り捨て）
補助限度額	200万円 ※上記、要件の ア 又は イ に該当する場合は 補助額をさらに10%上乘せ します。

※リース契約又は割賦販売契約で導入する場合の補助対象経費は、リース料金又は割賦料金の支払から実績報告までに支払を終えたリース料金又は割賦金分となります（消費税及び地方消費税を除く）。

申請の流れ



申請方法

以下の書類を揃えてものづくり振興課に提出して下さい。

提出書類	柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金交付申請書（別記第1号様式）
	設備導入経費の根拠資料（見積書等）
	【要件アの場合】 事業所で脱炭素エネルギーを使用していることを証する書類（契約書等）
	【要件イ又はウの場合】 補助対象設備の仕様・性能を確認できる書類
	誓約書（別記第2号様式）
	その他市長が必要と認める書類

～裏面に続きます～

申請期間

- ◎申請期限：令和8(2026)年2月27日(金)まで
- ◎実績報告提出期限：令和8(2026)年3月31日(火)まで

(柏崎市HP)



様式ダウンロード

提出先・問い合わせ先

〒945-8511
柏崎市日石町2番1号
柏崎市産業振興部ものづくり振興課

TEL：0257-21-2326
MAIL:monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

企業の脱炭素経営を重層的にサポートします

Step 4

ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金

生産性向上の目標を達成

最大 **100万円**/年（3か年）を補助

Step 3

自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金

再エネ電力由来の電力調達支援

最大 **300万円**を補助

Step 2



New

製造業脱炭素推進設備導入補助金

脱炭素化に資する生産設備の導入

設備導入費用を最大 **220万円**を補助

Step 1

先端設備等導入計画

生産設備の導入計画の認定取得

最大5年間固定資産税を **2分の1～4分の1** 軽減

再生可能エネルギー電力調達への取組みを支援します！ 自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金



再生可能エネルギー電力調達支援

チラシ有効期間 2025.4.1～2026.3.31

補助対象者

以下の①～⑤全てに
該当する方

- ①中小企業者で、柏崎市内に本社又は主たる事業所を有する方
- ②市内事業所で使用する電力の一部又は全部について再生可能エネルギー電力を調達している方
- ③1年以上の事業実績を有する方
- ④同一の事業内容において国、県、他の市町村その他公共的団体等による他の補助金等を受けていない方
- ⑤市税を滞納していない方

補助対象事業

補助対象	令和7(2025)年1月分から同年12月分までの電気料金のうち A：再生可能エネルギー電力調達に伴う加算料金 B：電力量料金 (注意) 対象経費は消費税および地方消費税を除きます。
補助率	補助対象Aの4分の3 ※1,000円未満切り捨て
補助限度額	300万円 ※補助対象Aが補助限度額に満たない場合は、上限300万円以内で、 補助対象Aと同額の電力量料金(補助対象B)を加算できます。

※年間電気料のケース別補助内容はチラシ裏面をご覧ください。

申請方法

以下の書類を揃えて提出してください。
(交付申請書兼実績報告書は市ホームページよりダウンロードできます。)

- ①柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付申請書兼実績報告書
- ②市内事業所において再生可能エネルギー電力を調達していることを証する書類の写し(電力契約書等)
- ③補助の対象となる経費の金額及びその支払いを確認できる書類の写し
(電気料金の明細及び領収書等の支払を証する書類等)
- ④市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類(登記簿謄本等)
- ⑤市税完納証明書
- ⑥振込先口座の金融機関名、店名、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し
(インターネットバンキングの場合は口座情報が分かるWebページの写し)

(柏崎市HP)

申請期間

令和8(2026)年1月1日から3月31日まで

※年度内に1回までの申請となりますので対象期間分をまとめて申請してください。



様式ダウンロード

提出先

〒945-8511
柏崎市日石町2番1号
柏崎市産業振興部ものづくり振興課

TEL : 0257-21-2326
MAIL: monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

年間電気料のケース別補助内容

事例① 再エネ電力調達加算分（補助対象A）の一部のみを補助するケース

	基本料金	電力量料金 (補助対象B)	再エネ電力 調達加算分 (補助対象A)	合計			
再エネ電力調達後の 年間電気料①	9,600,000円	+	150,000,000円	+	4,500,000円	=	164,100,000円
市の補助金額②		0円	+	3,000,000円	=	3,000,000円	
差引年間電気料 ①－②	9,600,000円	+	150,000,000円	+	1,500,000円	=	161,100,000円

補助対象Aのみで上限300万円に達するため補助対象Bなし

補助率 3/4

3,375,000円

上限300万円を超えるため上限額

事例② 再エネ電力調達加算分（補助対象A）とそれと同額の電力量料金（補助対象B）を補助するケース

	基本料金		電力量料金 (補助対象B)		再エネ電力 調達加算分 (補助対象A)		合計
再エネ電力調達後の 年間電気料①	4,800,000円	+	7,200,000円	+	360,000円	=	12,360,000円
	補助対象Aと同額の 補助対象B				補助率 3/4		
市の補助金額②			270,000円	+	270,000円	=	540,000円
					上限300万円		
差引年間電気料 ①－②	4,800,000円	+	6,930,000円	+	90,000円	=	11,820,000円

事例③ 再エネ電力調達加算分（補助対象A）とそれ以下の額の電力量料金（補助対象B）を補助するケース

	基本料金		電力量料金 (補助対象B)		再エネ電力 調達加算分 (補助対象A)		合計
再エネ電力調達後の 年間電気料①	6,000,000円	+	100,000,000円	+	2,500,000円	=	108,500,000円
市の補助金額②			1,125,000円	+	1,875,000円	=	3,000,000円
差引年間電気料 ①－②	6,000,000円	+	98,875,000円	+	625,000円	=	105,500,000円

補助上限300万円以内で
補助対象Aを上限とした
補助対象B

補助率
3/4

上限300万円